市営住宅入居申込み案内

1．入居申込み資格　・・・・・・・・・・・・・・・・　1

2．単身者の入居要件　・・・・・・・・・・・・・・　2

3．収入基準　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　3

4．入居者の募集・申込方法　・・・・・・・・・・・　4

5．申込みから入居の流れ　・・・・・・・・・・・・　5

6．抽選優遇世帯　・・・・・・・・・・・・・・・・・　6

©八潮市

令和７年４月作成

©八潮市

市営住宅とは

市営住宅は、住宅に困っている一定基準以下の所得の方に賃貸する住宅です。比較的安価な家賃額で入居できますが、入居にあたり様々なルールがあります。

01 入居申込み資格

申込みをされる方は、以下の**すべての条件**を満たしている必要があります。
単身入居可能住宅に申し込む場合は、次ページの条件も必要です。

① 八潮市に**１年以上**居住している方
② 市税を滞納していない方
③ 現在同居し、または同居しようとする親族がある方
- 親族には、内縁関係にある方および婚姻予定者、八潮市パートナーシップ宣誓を行った方を含みます。
- 夫婦どちらか一方が子どもと申し込む場合（DV 被害者を除く）や、社会通念上著しく不自然な世帯分離による申し込みは**できません**。

④ 現に住宅に困窮していることが明らかな方
- **自己所有**（共有持分がある場合を含む）の住宅または県営住宅、独立行政法人都市再生機構が整備する賃貸住宅に居住している方は、原則として申し込み**できません**。（ただし、一定の条件を満たす場合は申し込みができます。詳しくは、担当課にお問い合せください。）

⑤ 入居しようとする世帯全員の収入総額が収入基準の範囲以内であること
- 詳しくは、３ページ「収入基準」をご覧ください。

⑥ 申込者および同居親族が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第６号に規定する暴力団員をいう）でないこと

02 単身者の入居要件

前ページの入居申込み資格（③を除く）を満たしており、以下のいずれかに該当する方

- 60 歳以上の方
- １級から４級のいずれかの身体障害者手帳の交付を受けている方
- １級から３級の精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方
- 療育手帳の交付を受けている方
- 戦傷病者手帳（障害の程度が恩給法別表第１号表ノ２の特別項症から第６症項まで、又は同法別表第１号表ノ３の第１款症である者）の交付を受けている方
- 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第１１条第１項の規定による原子爆弾被爆者の認定を受けている方
- 海外からの引揚者で本邦引揚後５年を経過していない方
- ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律第２条に規定するハンセン病療養所等に入所している方
- 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（以下「配偶者暴力防止等法」という。）第１条第２項に規定する配偶者等からの暴力の被害者等で次のいずれかに該当する方
    1. 配偶者暴力防止等法第３条第３項第３号、及び第５条の規定による保護が終了した日から５年を経過していない
    2. 配偶者暴力防止等法第１０条第１項の規定により、裁判所が決定した保護命令が効力を生じた日から５年を経過していない
- 生活保護受給者である方
- 中国残留邦人等のうち支援給付受給者である方

03 収入基準

入居しようとする世帯全員の収入総額(控除後)が、次の**基準以下**である必要があります。

一般世帯	裁量世帯
収入月額（※）　１５８，０００円	収入月額　２１４，０００円

※収入月額とは、１年間の所得合計から控除額を差し引いて 12 で除したものです。

裁量世帯

申込者または同居しようとする親族に次のいずれかに該当する方がいる世帯は、収入基準が緩和されます。

① 申込者もしくは同居しようとする親族が次のいずれかに該当する方
- １級から４級のいずれかの身体障害者手帳の交付を受けている方
- １級又は２級の精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方
- Ⓐ又はA、Bの療育手帳の交付を受けている方

② 申込者本人が 60 歳以上であり、かつ同居者のいずれもが 60 歳以上の方又は 18 歳未満の方

③ 戦傷病者手帳（障害の程度が恩給法別表第１号表ノ２の特別項症から第６症項まで、又は同法別表第１号表ノ３の第１款症である者）の交付を受けている方

④ 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第１１条第１項の規定による原子爆弾被爆者の認定を受けている方

⑤ 海外からの引揚者で、本邦引揚後５年を経過していない方

⑥ ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律第２条に規定するハンセン病療養所等に入所している方

⑦ 同居者に小学校就学前の者がいる方

04 入居者の募集・申込方法

入居者の募集

市営住宅の入居者募集は、空家が生じた際に募集を行います。募集はホームページおよび広報やしおと、市内公共施設に掲載します。

募集期間は、募集を行う月の１日から２１日までを募集期間としています。

※1 日が土日祝日の場合、１日以降の平日となる日が募集１日目となります。また、２１日が土日祝日の場合、その前の平日が最終日となります。

※募集期間に、土日祝日は含みません。

申込方法

２、３ページの申込み資格を確認していただき、申込み資格のある方は、以下のどちらかの方法で申し込みをしてください。

・窓口

募集期間中に担当課窓口で配布する市営住宅入居申込書に、必要事項を記入してください。

申込書の配布および受付は、募集期間内の平日の８時 30 分から 17 時 15 分までとなっています。

・電子申請

電子申請ページで必要事項を入力してください。

募集期間中は 24 時間申し込みが可能ですが、申込初日と最終日の受付時間は異なりますので、ご注意ください。

申 込 初 日：８時 30 分から受付開始

申込最終日：17 時 15 分まで受付

※電子申請には、公的個人認証等による電子署名が必要です。詳しくは市ホームページをご覧ください。

05 申込みから入居の流れ

申込み

募集締め切り後に受付票を送付します。受付票に記載のある番号が抽選番号となります。
また、要件を満たす世帯などについては、倍率優遇措置として抽選番号が１つ増えます。要件については、次ページをご覧ください。

▼

公開抽選会

受付票に記載した抽選日に、公開による抽選会を実施します。ご自身で抽選するものではありませんので、出席しなくても抽選結果には影響しません。

▼

抽選結果の通知

抽選結果については、申込者全員に抽選結果通知書を送付します。また、補欠者の方は当選者が辞退などになった際、補欠順位順に繰り上げ当選となります。

▼

入居資格審査

入居資格要件に適合しているか書類を提出していただき、審査します。

▼

入居決定・手続等

入居者決定通知を送付します。その後、請け書の提出および敷金（家賃３ヶ月分）を納入していただきます。請け書の提出の際には、緊急連絡先になる方の身分証明書が必要になります。
提出後に入居可能日を通知します。指定された入居可能日から 15 日以内に入居していただき、入居完了届を提出していただきます。また、部屋の状況を確認するため、市と入居者で入居確認を行います。

申込みから１ヶ月程度での入居となります

06 抽選優遇世帯

以下の要件を満たす世帯については、当選率の優遇措置を受けることができます。該当する世帯の方は、申込みの際に申し出てください。
なお、抽選後に抽選優遇世帯ではないことが判明した場合、失格となります。

① 母子・父子世帯

申し込み時点で、申込者本人が配偶者のいない女子又は男子で現に 20 歳未満の児童を扶養している世帯

※別居、離婚調停中又は婚約者や内縁関係の相手がいる方は該当しません

② 高齢者世帯

次に該当する方のみと現に同居し、又は同居しようとする 60 歳以上の方

- 配偶者（内縁関係にある方、婚姻予定者を含む）
- 18 歳未満の親族
- おおむね 60 歳以上の親族
- 次項の障害者世帯の項目に該当する親族

③ 障害者世帯

申込者又は同居しようとする親族が次のいずれかに該当する方

- 1 級から 4 級のいずれかの身体障害者手帳の交付を受けている方
- 戦傷病者手帳（障害の程度が恩給法別表第 1 号表ノ 2 の特別項症から第 6 症項まで、又は同法別表第 1 号表ノ 3 の第 1 款症である者）の交付を受けている方
- 1 級又は 2 級の精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方
- Ⓐ又はA、Bの療育手帳の交付を受けている方

④ 海外引揚者

新たに海外から引き揚げた方で、市長の指定を受けた方

⑤ 炭鉱離職者

炭鉱離職者手帳の発給を受けている方で、次のいずれかに該当する方

- 雇用促進事業団が貸与する移転就職者宿舎に現に入居している方
- 移転就職者用宿舎に入居したことがない方で、広域職業紹介活動にかかる公共職業安定所の紹介により就職しかつ当該就職後 2 年を経過していない方

⑥ 生活保護受給世帯

現在居住の住宅の家賃が、生活保護基準に規定する住宅扶助基準又は特別基準を超える方